

■ 部品保証規定

第1条（保証内容）

当社が販売する製品関連部品（以下「本製品」）については、正常な使用状態において発生した製造上の不具合に限り、本規定に基づき保証対応を行う。

第2条（保証期間）

保証期間は以下の通りとする。

1. 一般部品
出荷日より **6か月以内**
 2. 消耗部品（ノズル、電極、パッキン、フィルター等）
保証対象外（ただし初期不良は第3条に準ずる）
* 消耗部品とは、使用に伴い摩耗・劣化・詰まり等が発生し、定期的な交換または清掃を前提とする部品を指す。
-

第3条（初期不良対応）

納入後または製品到着後 **30日以内**に発見された不具合については、初期不良として無償交換または修理対応を行う。

第4条（保証の範囲）

保証は以下の範囲に限定する。

- 不具合品の**無償修理または代替品の提供**
- 当社が不具合と認めた場合に限る

※次の費用は保証対象外とする

- 交換作業費（工賃）
 - 出張費・交通費
 - 設備停止に伴う損失（逸失利益含む）
 - 二次損害
-

第5条（保証対象外事項）

以下の場合には保証対象外とする。

1. 消耗・摩耗・経年劣化によるもの
2. 誤使用、不適切な取扱い、設置不良によるもの
3. 燃料の品質不良または異物混入によるもの
4. 電源異常（電圧変動、落雷等）によるもの
5. 当社以外による改造が行われた場合
6. 使用環境が仕様範囲外（温度、湿度、腐食性環境等）の場合

7. 保管状態不良による劣化
 8. 火災、水害、地震その他の不可抗力によるもの
-

第6条（保証適用条件）

保証の適用を受けるためには、以下の条件を満たすものとする。

- 製品が適正に保管・設置・使用されていること
 - 不具合発生時に速やかに当社へ通知されること
 - 当社が現品確認または調査を実施できること
-

第7条（責任の制限）

当社の責任は、本製品の販売価格を上限とし、それを超える損害については一切の責任を負わないものとする。

第8条（その他）

本規定に定めのない事項については、当社と顧客間の協議により決定する。
